

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月19日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例について

木津川市条例第16号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「25,500円」を「22,300円」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,600円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参考資料（承認第4号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （保険料率）	第1条～第3条（略） （保険料率）
第4条（略）	第4条（略）
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る平 成31年度及び平成32年度の各年度 における保険料率は、同号の規定にか かわらず、 <u>22,300円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者 についての保険料の減額賦課に係る平 成30年度から平成32年度までの各 年度における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、 <u>25,500円</u> とす る。
3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険 者についての保険料の減額賦課に係る 平成31年度及び平成32年度の各年 度における保険料率は、同号の規定に かかわらず、36,600円とする。</u>	
<u>4・5</u> （略）	<u>3・4</u> （略）
第5条～第18条（略）	第5条～第18条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	承認第4号 木津川市介護保険条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>低所得者の介護保険料については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税による公費を投入して軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施していますが、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、更なる軽減強化を行うこととされたため、所要の改正を行います。</p> <p>具体的には、所得段階が第1段階の方について、年額28,700円を平成27年度より25,500円に軽減しているところ、更に22,300円に軽減強化します。</p> <p>加えて、所得段階が第2段階の方については、年額41,400円を36,600円に軽減します。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・軽減幅について、課内で協議・検討し、改正案を策定。 ・調整会議（4月4日）、政策会議（4月9日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	4 福祉
	施 策	② 高齢者福祉 オ. 利用者本位の介護保険事業の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和元年度及び令和2年度） 26,678千円 介護保険特別会計繰出事業費 （低所得者保険料軽減繰出金） 国庫支出金 (1/2)：13,339千円 府支出金 (1/4)： 6,669千円 一般会計繰入金 (1/4)： 6,670千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>消費税率10%への引き上げに合わせて、特に所得の低い方の介護保険料の負担を軽減できます。</p> <p>財源については、国および府の負担金と一般会計からの繰入金ですが、繰入金の財源として、地方交付税（消費税）が措置されます。</p>	